



2026年5月15日

各 位

会 社 名 日本ナレッジ株式会社
代 表 者 代表取締役社長 藤井 洋一
(コード番号:5252 東証グロース)
問合せ先 取締役管理本部長 青木 一男
(TEL 03-3845-4781 代表)

監査等委員会設置会社への移行、役員人事及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2026年5月15日開催の取締役会において、2026年6月26日開催予定の第41回定時株主総会で承認可決されることを条件として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することについて決議いたしました。これに伴い、監査等委員会設置会社移行後の役員人事及び定款の一部変更について、同株主総会へ付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行

(1) 移行の目的

取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員にすることにより、取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じてより一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、監査等委員会設置会社に移行いたします。

(2) 移行の時期

2026年6月26日開催予定の第41回定時株主総会において、必要な定款変更について承認をいただくことを条件に、監査等委員会設置会社へ移行する予定です。

2. 監査等委員会設置会社移行後の役員人事（2026年6月26日開催予定の第41回定時株主総会及び本定時株主総会終了後の取締役会に付議）

(1) 監査等委員である取締役以外の取締役の候補者

氏名	役職名	現役職名
藤井 洋一	代表取締役社長	代表取締役社長

藤井 勇佑	取締役	取締役
長谷川 貴志	取締役	取締役
青木一 男	取締役	取締役

(2) 監査等委員である取締役の候補者

氏名	役職名	現役職名
伊東 宏之	取締役（監査等委員）	内部監査室長
小泉 妙美	社外取締役（監査等委員）	社外取締役
田畠 宏一	社外取締役（監査等委員）	社外監査役

(3) 退任予定監査役

氏名	現役職名	退任事由
寺脇 健夫	社外監査役	任期満了に伴い退任
山脇 市郎	社外監査役	任期満了に伴い退任

3. 定款の一部変更

(1) 変更の目的

- ① 監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- ② 経営の効率性を高め、機動的な意思決定を可能とするため、業務執行取締役への権限移譲に関する規定を新設するものであります。機動的な資本政策及び配当政策を図るため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当を取締役会決議により行うことが可能となるよう、剰余金の配当等の決定機関に関する規定を新設するものであります。
- ③ 条文中の表記の統一その他字句の修正等、所要の整備を行うものであります。
- ④ 上記の変更に伴い、条数の整備等所要の変更を行うものであります。

(2) 変更内容

変更内容は別紙のとおりであります。

(3) 日程

第41回定時取締役会開催日：2026年6月26日（予定）

定款変更の効力発生日：2026年6月26日（予定）

以 上

【別紙】定款変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>第1章 総則 (機関の設置)</p> <p>第5条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 取締役会 2. <u>監査役</u> 3. <u>監査役会</u> 4. <u>会計監査人</u> <p>第2章 株式 (株主名簿管理人)</p> <p>第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、<u>取締役会の決議によって</u>選定する。</p> <p>③ 当社の株主名簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、<u>株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録</u>、その他株式並びに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第11条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、<u>取締役会において</u>定める株式取扱規程による。</p>	<p>第1章 総則 (機関の設置)</p> <p>第5条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 取締役会 2. <u>監査等委員会</u> (削除) 3. <u>会計監査人</u> <p>第2章 株式 (株主名簿管理人)</p> <p>第10条 (現行どおり)</p> <p>② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、<u>取締役会または取締役会の決議によって委任を受けた取締役が</u>選定する</p> <p>③ 当社の株主名簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、<u>株主名簿及び新株予約権原簿への記載または記録</u>、その他株式並びに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第11条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令または本定款のほか、<u>取締役会または取締役会の決議によって委任を受けた取締役の</u>定める株式取扱規程による。</p>

第3章 株主総会

(決議の方法)

第15条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第16条 株主が代理人をもって議決権を行使しようとするときは、その代理人は1名とし当会社の議決権を有する株主であることを要する。

- ② 前項の場合には、株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(株主総会議事録)

第17条 株主総会の議事については、法務省令に定めるところにより議事録を作成し、議長、議事録の作成に係る職務を行った取締役及び出席した取締役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名を行う。

第4章 取締役、代表取締役及び取締役会 (取締役の員数)

第19条 当会社の取締役は、7名以内とする。

第3章 株主総会

(決議の方法)

第15条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② (現行どおり)

(議決権の代理行使)

第16条 (現行どおり)

- ② 前項の場合には、株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(株主総会議事録)

第17条 株主総会の議事については、法務省令に定めるところにより議事録を作成し、議長、議事録の作成に係る職務を行った取締役及び出席した取締役がこれに署名若しくは記名押印または電子署名を行う。

第4章 取締役、代表取締役及び取締役会 (取締役の員数)

第19条 当会社の取締役(監査等委員である者を除く。)は、7名以内とする。

(新 設)

(取締役の選任)

第20条 当社の取締役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 取締役の選任については、累積投票によらない。

(新 設)

(取締役の任期)

第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(新 設)

(新 設)

- ② 当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。

(取締役の選任)

第20条 当社の取締役の選任は監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して行い、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② (現行どおり)

- ③ 当社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くこととなる場合に備え、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。

(取締役の任期)

第21条 取締役(監査等委員である者を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ③ 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期

(新 設)

(代表取締役及び役付取締役)

第23条 当社は、社長1名を、必要に応じて専務取締役及び常務取締役各若干名を置き、取締役会の決議により、取締役の中から選定する。

- ② 取締役会は、その決議によって、代表取締役を選定する。

(取締役会の招集通知)

第25条 取締役会は、取締役社長が招集し、会日の3日前までに各取締役及び監査役に対して招集の通知を発するものとし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。

- ② 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の通知をしないで取締役会を開催することができる。

(新 設)

は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

- ④ 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第23条 当社は、社長1名を、必要に応じて専務取締役及び常務取締役各若干名を置き、取締役会の決議により、取締役(監査等委員である者を除く。)の中から選定する。

- ② 取締役会は、その決議によって、取締役(監査等委員である者を除く。)の中から代表取締役を選定する。

(取締役会の招集通知)

第25条 取締役会は、取締役社長が招集し、会日の3日前までに各取締役に対して招集の通知を発するものとし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。

- ② 取締役の全員の同意があるときは、招集の通知をしないで取締役会を開催することができる。

(重要な業務執行の決定の委任)

第26条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決

(取締役会の決議)

第26条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第27条 (条文省略)

(取締役会議事録)

第28条 取締役会の議事については、その経過の要領及び結果を議事録に記載または記録し、出席した取締役及び監査役がこれに署名若しくは記名押印または電子署名を行う。

(取締役会規程)

第29条 (条文省略)

(報酬等)

第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益については、株主総会の決議によって定める。

議によって、重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役会の決議)

第27条 取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第28条 (現行どおり)

(取締役会議事録)

第29条 取締役会の議事については、その経過の要領及び結果並びにその他法令に定める事項を議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに署名若しくは記名押印または電子署名を行う。

(取締役会規程)

第30条 (現行どおり)

(報酬等)

第31条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益については、株主総会の決議によって、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定める。

第5章 監査役及び監査役会

(監査役の員数)

第31条 当社の監査役は、5名以内とする。

(削 除)

(監査役の選任)

第32条 当社の監査役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

(削 除)

② 当社は、会社法第329条第3項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。

③ 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(監査役の任期)

第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(削 除)

② 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任者の監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第34条 監査役会は、その決議によって、常勤の監査役を選定する。

(削 除)

(監査役会の招集通知)

第35条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(削 除)

- ② 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会の決議方法)

第36条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(削 除)

(監査役会の議事録)

第37条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。

(削 除)

(監査役会規則)

第38条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。

(削 除)

(監査役との間の責任限定契約)

第39条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

(削 除)

- ② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、

任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

(報酬等)

第40条 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

(新設)

(新設)

(新設)

(削除)

第5章 監査等委員会

(常勤の監査等委員)

第32条 監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の権限)

第33条 監査等委員会は、法令または本定款に定めのある事項を決定するほか、その職務遂行のために必要な権限を行使する。

(監査等委員会の招集通知)

第34条 監査等委員会は、各監査等委員が招集し、会日の3日前までに各監査等委員に対して招集の通知を発するものとし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。

② 監査等委員全員の同意があるときは、招集の通知をしないで監査等委員会を開催することができる。

(新 設)

(監査等委員会の決議方法)

第35条 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(新 設)

(監査等委員会の議事録)

第36条 監査等委員会の議事については、その経過の要領及び結果並びにその他法令に定める事項を議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに署名若しくは記名押印または電子署名する。

(新 設)

(監査等委員会規程)

第37条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第6章 計 算

第6章 計 算

(事業年度)

第41条 (条文省略)

(事業年度)

第38条 (現行どおり)

(新 設)

(剰余金の配当等の決定機関)

第39条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

第42条 剰余金の配当は、毎事業年度末日現在における株主名簿に記載された株主又は登録株式質権者に対して行う。)

(剰余金の配当の基準日)

第40条 剰余金の配当は、毎事業年度末日現在における株主名簿に記載された株主または登録株式質権者に対して行う。)

<p>(中間配当)</p> <p><u>第43条</u> (条文省略)</p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p><u>第44条</u> (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>昭和60年10月22日 会社設立</p> <p>平成29年 6月29日 改訂</p> <p>平成30年 6月29日 改訂</p> <p>平成30年11月22日 改訂</p> <p>令和 3年 6月29日 改訂</p> <p>令和 4年 6月29日 改訂</p> <p>令和 4年11月25日 改訂</p> <p>令和 5年 1月13日 改訂</p> <p>令和 5年 2月16日 附則削除</p> <p>令和 7年10月 1日 改訂</p>	<p>(中間配当)</p> <p><u>第41条</u> (現行どおり)</p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p><u>第42条</u> (現行どおり)</p> <p><u>附則</u></p> <p>(<u>監査役の責任免除に関する経過措置</u>)</p> <p><u>第1条</u> 当社は、会社法第426条第1項の <u>規定により、第41回定時株主総会に おいて決議された定款一部変更の効 力が生ずる前の任務を怠ったこと による監査役(監査役であった者を含 む。)の損害賠償責任を、法令の限 度において取締役会の決議によって 免除することができる。</u></p> <p>昭和60年10月22日 会社設立</p> <p>平成29年 6月29日 改訂</p> <p>平成30年 6月29日 改訂</p> <p>平成30年11月22日 改訂</p> <p>令和 3年 6月29日 改訂</p> <p>令和 4年 6月29日 改訂</p> <p>令和 4年11月25日 改訂</p> <p>令和 5年 1月13日 改訂</p> <p>令和 5年 2月16日 附則削除</p> <p>令和 7年10月 1日 改訂</p> <p><u>令和 8年 6月26日 改訂</u></p>
--	--